ChatGPT

中国における「AI生成技術内容」特許予備審査問題 調査成果

納品物

ご指定の形式で、本体の日本語Word報告書と、証拠・検索記録を整理した別添PDF調査メモを作成した。

本体報告書（Word／.docx）
中国_AI生成技術内容_特許予備審査_徹底調査報告_2026-10-29.docx

別添・調査メモ（PDF）
中国_AI生成技術内容_特許予備審査_調査メモ_2026-10-29.pdf

報告書には、エグゼクティブサマリ、調査方法、案件比較表、案件別分析、時系列図、法令条文、中国語原文と日本語訳、救済可能性、政策予測、リスクマトリクス、出願人向けチェックリスト、Mermaid用タイムライン、一次資料を中心とした参考URL一覧を収録している。

最重要調査結果

公開資料から確認できる中核事案は、**南京市知識産権保護中心が2025年6月4日に公表した匿名の複数予備審査案件**である。同中心は、予備審査中の一部の申請主体・代理機関の提出文書に「明瞭な定型化特徴」があり、確認の結果、**「相关内容系人工智能直接生成（関連内容がAIにより直接生成された）」**と判断した旨を公表した。さらに、特許出願書類へのAI直接生成内容の使用、AI生成による実験データ報告・研究開発文書等の使用を禁止し、該当案件を予備審査不通過とする運用を示した。翌日の江蘇省CCPITの公的資料でも、この通知の内容と審査方法が確認できる。 [1]

一方、**南京で実際に問題視された個別案件の出願番号、発明名称、出願人、出願日、個別の《预审质量告知书》、その後の補正・通常出願・行政救済・訴訟を特定できる公開資料は、本調査では確認できなかった。**公表通知自体も「部分申请主体和代理机构」と匿名で記載している。したがって、本報告では架空の案件番号や当事者名を補完せず、「南京AI直接生成・匿名複数案件群」として証拠レベルを明示して分析した。 [1]

法的な現在地

中国全国レベルでは、「生成AIを特許業務に使用した」という事実だけを一律に禁止する構造ではない。中核となるのは、**特許法20条の誠実信用原則、特許法実施細則11条の「真実の発明創造活動を基礎とし、虚偽をしてはならない」とする義務、および《规范申请专利行为的规定》（国家知識産権局令第77号）**である。 [2]

特に局令第77号は、非正常申請の類型として、発明内容・実験データ・技術効果の編造、偽造、変造等だけでなく、**「发明创造内容主要为利用计算机技术等随机生成的（発明創造内容が主としてコンピュータ技術等によりランダム生成されたもの）」**を明示している。このため、生成AIによる架空の技術案、数値、実験結果、効果等は、AI専用の新法がなくても既存の非正常申請規制によって処理され得る。 [3]

さらに2026年4月、CNIPAはAIエージェントを利用した特許文書作成について、**技術情報漏えい、AIハルシネーションによる実体的欠陥、不誠実申請**という三つのリスクを公式に提示し、「凭空生成、随机编造、内容拼凑」による出願を誠実信用原則に反する行為として注意喚起した。これは南京の地域的運用が、全国的な品質・誠実性政策と方向を同じくすることを示している。 4

AI発明の保護との関係

中国政策は「AI特許そのものを抑制する」という方向ではない。CNIPAはAI関連発明の審査指針を整備し、2026年1月施行の改正《专利审查指南》で、AIモデルの十分な開示、具体的応用場面との関係、入出力、訓練等に関する審査ルールを拡充している。したがって、**真正なAI技術の発明を保護すること**と、**AIが虚偽・ランダム・未検証の内容を直接生成した低品質出願を排除すること**は、政策上併存している。 5

発明者については、DABUS事件の中国CNIPA復審決定が重要な比較事例である。出願番号**201980006158.0**について、AIシステムDABUSを発明者として扱うことは認められず、復審決定第1373038号で拒絶が維持された。その後の審査指南改正でも、発明者は自然人でなければならず、AI名称を発明者として記載できないことが明確化された。 6

また、地方の「予備審査不通過」は、CNIPAによる正式な「特許出願拒絶」と区別する必要がある。予備審査はCNIPAへの正式提出前に、地方の知識産権保護中心等が快速審査ルートへの適格性・品質を確認するサービスとして設計されている。このため、地方予備審査から外れたことのみをもって、通常のCNIPA出願まで当然に禁止されるとはいえない。ただし、出願内容自体が実施細則11条や局令第77号に抵触すれば、通常ルートでも別途問題となり得る。 7

今後の実務上の焦点

本調査からは、今後の中国実務では単純な「AI検出」よりも、**発明のプロベナンス、研究開発原記録、人間発明者の創造的寄与、実験データの真正性、AI出力を人間が検証した証跡**が重要になる可能性が高いと分析した。南京も、単一のAI判定ツールだけではなく、テキスト検出、専門家による技術的・論理的評価、申請人への説明・追加裏付資料要求を組み合わせる方式を公表している。 8

また、2025年には中華全国専利代理師協会の職業規範改訂について、代理師がAIを利用して**最終提出用の特許出願文書を直接生成しない**との規律が導入されたことが専門媒体で報じられている。2026年には湖南省の快速予備審査指引にも、AI直接生成内容を使用した場合に当該案件の予備審査サービスを終了する旨の条項が設けられたとの二次資料が確認できた。ただし、この二点は南京通知やCNIPA法令と比べ一次資料確認の程度が低いため、報告書では証拠レベルを区別している。 9

調査上の留保

本報告は、2026年10月29日時点で公開ウェブから取得・検証できるCNIPA、地方政府・保護中心、法令、復審事例、行政処罰資料、公的機関資料、専門・学術解説を対象としている。

特に、**南京の匿名案件を出願番号単位で特定する一次資料、および「AI直接生成」を理由とする地方予備審査不通過そのものを争った最高人民法院・行政裁判の公表判決は、本調査では確認できなかった**。このため、Word報告書では「確認できない事項」を独立して記録し、CNIPAの非正常申請に対する明文の復審・行政救済と、地方予備審査サービス決定の可訴性を明確に分けて分析している。

別添PDFには、このネガティブ・ファインディングを含む検索設計、証拠チェーン、ソースごとのA〜C評価、一次資料と二次資料の区別を収録している。

1 8 关于在专利申请文件中禁用AI直接生成内容的通知-专 利|知产速递|知识产权律师网
https://www.ciplawyer.cn/articles/156837.html

2 国家知识产权局 法律 中华人民共和国专利法(2020年修正)
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html

3 cnipa.gov.cn
https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&filename=c589ea8e65364e099a1252c8c5ae2f75.pdf&showname=%E8%A7%84%E8%8C%83%E7%94%B3%E8%AF%B7%E4%B8%93%E5%

4 国家知识产权局 媒体视点 使用“小龙虾”等智能体撰写专利申请文件或诱发多重风险（知识产权报）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/3/art_55_205609.html

5 国家知识产权局 部门规章 国家知识产权局关于修改《专利审查指南》的决定（局令第84号）
https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/14/art_99_202568.html

6 国家知识产权局 复审无效十大案件 人工智能能否经受“发明人”考验？
https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/8/13/art_2648_194171.html

7 天门市（纺织服装）知识产权快速维权中心专利申请预审服务管理 ...
https://www.tianmen.gov.cn/zwgk/bmhxzxxgkml/bm/sscjdglj/zfxxgk/zc/qtzdgkwj/202608/t20260820_5998277.shtml?utm_source=chatgpt.com

9 All-China Patent Attorneys Association Bans Members From Using AI to Generate Patent Application Documents and Engaging in Price Wars - China IP Law Update
https://chinaiplawupdate.com/2025/09/all-china-patent-attorneys-association-bans-members-from-using-ai-to-generate-patent-application-documents-and-engaging-in-price-wars/